２０２５年８月

お客さま　各位

金沢信用金庫

「未利用口座管理手数料」新設および預金規定改正について

平素より、金沢信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫では、口座が不正利用されることによる被害を未然に防止するため、下記の一定条件のもと長期間利用のない普通預金口座（総合口座、決済用普通預金を含む）および貯蓄預金口座に対し「未利用口座管理手数料」（以下「本手数料」といいます。）を適用させていただきます。また、口座の残高が本手数料に満たない場合には、口座残高全額を本手数料としてご負担いただいた上で、口座を解約させていただきます。

なお、本手数料のお取扱いは、長期間未利用の状態となった口座についてのみ管理コストをご負担いただくものであり、**日頃、お預入れ・お引出し等、ご利用いただいている口座は対象とはなりません。**

今後もより一層のサービスの維持・向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料および自動解約について

適用開始日	2025 年 10 月 1 日(水)
対象口座の種類	普通預金口座（総合口座、決済用普通預金を含みます。)、貯蓄預金口座 ※2025 年 10 月 1 日以前に開設された口座を含みます。
対象となる条件	適用開始日の翌日以降、最後の預入れまたは払戻しから 2 年以上、預入れまたは払戻し（当該口座の利息入金および本手数料の引落しは除きます。）がない口座を対象とします。 ※盗難・紛失等により利用が停止されている口座も対象とします。 ただし、以下の場合は除きます。 (1)対象口座の残高が 10,000 円以上の場合 (2)同一お取引店に定期性預金、国債、投資信託、保険、出資等のお取引がある場合 (3)同一お取引店に融資取引（カードローン契約を含みます。）がある場合

	(4)後見支援預金 (5)公金受取口座
手数料の引落し	・対象のお客さまへ、お届けのご住所にお知らせを送付いたします。 なお、お知らせが到達しなかった場合でも、通常通達すべき時に到達したものとみなします。 ・お知らせ送付後、一定期間（約３カ月）経過後もご利用がない場合、**年間 1,320 円（消費税込）**を当該口座より引落しさせていただきます。一定期間（約３カ月）に再度ご利用されるか、ご解約されますと未利用口座管理手数料はかかりません。 ・翌年以降も口座の未利用状態が続く場合は、本手数料の対象となります。 ※ご負担いただいた本手数料の返却には応じかねますので、予めご了承ください。
自動解約	・口座残高が本手数料に満たない場合は、残高全額を本手数料の一部として引落し後、本口座を解約させていただきます。 ・この場合、口座残高以上のご負担および解約後の手続きは必要ございません。 ※解約させていただいた口座の再利用には応じかねますので、予めご了承ください。

本手数料の引落しは　2028 年 2 月 1 日以降となります。

2. 預金規定の改正について

本手数料の新設に伴い、2025 年 10 月 1 日より、普通預金（無利息型普通預金を含む）規定、総合口座（無利息型総合口座を含む）規定、貯蓄預金規定を次のとおり改正させていただきます。

なお、改正後の規定は、改正前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

（手数料の取扱い）条項を新設・追加します。
未利用口座管理手数料 (1)当金庫があらかじめ定めた残高未満で一定期間、利息決算以外の預入れまたは本条に定める未利用口座管理手数料（以下「本手数料」といいます。）以外の払戻し等の取引が一切ない場合、この預金口座を未利用口座とし、本手数料をご負担いただきます。 (2)未利用口座の条件、本手数料の額、発生日、徴収頻度およびその他の詳細については、当金庫が別途定め、店頭または当金庫ウェブサイト等の手段により通知します。 (3)本手数料に関する条件が変更された場合も、当金庫が所定の公表方法により合理的な期間をもって事前に通知します。 (4)この口座が未利用口座に該当した場合は、お届けいただいた氏名および住所宛に通知を行います。 (5)前項の通知後、当金庫が定める一定期間内に預金者からの入出金等の取引または解約等の申し出がない場合、本手数料は当金庫所定の方法によって口座残高から引落しされます。なお、未利用口座状態が継続する場合、翌年度以降も同様の条件で本手数料が発生し、口座残高から自動的に引落しされます。 (6)本手数料は、預金者による通帳の提示または払戻請求書の提出を要せず該当未利用口座の残高より自動的に引落しされます。 (7)未利用口座の残高が本手数料の金額に満たない場合等、その残高を本手数料の一部として充当し、当該口座を解約いたします。この場合、預金者は、未利用口座の口座残高を超える支払い義務を負わないものとします。 (8)一旦お支払いいただいた本手数料については、ご返却いたしません。 (9)解約された口座の再利用はできません。

※改正後の規定は、当金庫ホームページをご確認ください。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】
金沢信用金庫　事務部
事務統括グループ
TEL 076-231-0254
（平日 9：00～17：00）